

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂 一 郎 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第8号 令和3年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第56号 専決処分の承認について

日程第4 議 第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議 第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の一部改正について

- 議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について  
議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）  
議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第6 議第61号 土地の取得について  
日程第7 議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）  
日程第8 議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議第67号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 4 年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から16日までの16日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9番 角田寛君、10番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第 1 諸般の報告

---

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 4 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 報告第 8 号 令和 3 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

---

○議長（富田栄次君） 日程第 2、報告第 8 号 令和 3 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 8 号 令和 3 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監

査委員の審査意見をつけて議会に報告をいたすものでございます。

細部にわたりましては、総務課長に補足説明をさせますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました報告第8号 令和3年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

地方公共団体は、財政健全化法に基づき、前年度の決算提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告かつ公表しなければならないこととされております。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4比率があり、このいずれかが早期健全化基準以上となった場合に、財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合に、財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき、財政早期健全化または財政の再生を図ることとなっております。

それでは、本町におきます健全化判断比率につきまして説明をさせていただきます。

議案書と併せて添付資料4ページの財政指標の垂井町会計区分イメージを御覧ください。

実質赤字比率は普通会計を対象に、連結実質赤字比率は普通会計と公営企業会計を含めた公営事業会計を対象に、実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合などの一部事務組合を対象とし、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成しております。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございます。本町におきましては実質赤字額はございませんので、バー表示としております。

連結実質赤字比率は、普通会計、公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する額の割合でございます。本町におきましては連結実質赤字額はございませんので、バー表示としておるところでございます。

実質公債費比率は、一般会計が負担します元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する額の割合でございます。3か年平均が2.8%で、早期健全化判断比率を下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率は、土地開発公社や本町が加入しております一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。59.7%となり、早期健全化基準を下回っている状況でございます。

以上、令和3年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況であり、健全であると判断はされます。

しかしながら、今後各事業を推進していくに当たり、多額の借入れが必要となる場合がございます。

います。今後の財政運営に当たりましては、さらなる歳出の削減に向けた取組が必要であると  
考えているところでございます。

次に、資金不足比率でございまして。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります  
20%を超えた場合、経営健全化計画を作成・公表することとされております。

本町におきましては、公営企業会計であります水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水  
道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当しま  
す資金不足額は生じておりませんので、バー表示としております。

今後の事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的・計画的  
な運用が求められていると考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

### 日程第3 議第56号 専決処分の承認について

---

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第56号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第56号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年5月27日午前9時35分頃、垂井町楠田18番4地先、町道御幸楠田線上において発生  
をいたしました事故について、6月24日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び  
損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、  
これを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお  
願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第56号 専決処分の承認について、補足  
説明をさせていただきます。

令和4年5月27日午前9時35分頃、垂井町楠田地内の町道御幸楠田線におきまして、道路補  
修等用務員が刈払機により歩道の除草作業中、店舗のガラスを破損させるという事故が発生い

たしました。

事故の原因といたしましては、除草作業中に生じた飛び石が相手方経営の店舗ガラスに直撃し、破損させたものであります。

相手方が破りましたガラスの修理代金7万5,680円の全額を町が賠償することで示談が調い、賠償金の支払いや保険会社への保険金請求手続を速やかに進める必要がありましたので、去る6月24日に地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分を行い、示談書を取り交わさせていただきました。なお、賠償金は全額保険によって補填されることとなりました。

これまでも町道の除草作業の際には、飛び石防止用のネットを使用するなど注意しながら作業を行ってまいりましたが、今後二度とこのような事故が発生しないよう、より一層の安全管理を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、議第56号 専決処分の承認につきまして補足説明とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時13分 休憩

午前9時21分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

---

日程第4 議第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

---

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、乾豊君、若山隆史君、藤墳理君、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、木村千秋君、後藤省治君、栗田利朗君、以上の11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時25分 休憩

午前9時26分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に藤埴理君、副委員長に安田功君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

---

日程第5 議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について

議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止についてまで、議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）、議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第58号から議第60号までと、議第63号、議第64号、議第68号及び議第69号につきまして、一括にて提案理由を御説明させていただきます。

議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国政選挙の選挙公営の単価の引上げと同様の措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則等の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止につきましては、本年12月1日から垂井町立中央公民館を閉館とするため、条例を廃止いたすものでございます。

次に、議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億9,556万円を追加し、予算総額を101億

8,973万5,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動に伴います人件費の措置を行うほか、総務費では総務管理費におきまして、町まちづくりセンターの移転に伴います役務費及び工事請負費の増額、集会所設置事業等補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金等の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額を、地域介護・福祉空間整備等事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、ストレッチャー用介護浴槽の購入に係ります備品購入費の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

次に、児童福祉費におきましては、電気料金等高騰対策補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

次に、農林水産業費では、環境保全活動支援金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、除雪業務に係ります委託料の増額、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の減額を、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

次に、河川費におきましては、河川整備、修繕工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

次に、都市計画費におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額措置をいたしました。

消防費では、避難所運営資機材の購入に係ります需用費につきまして、増額の措置をいたしました。

以上、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

また、地方債の補正につきましては、追加をお願いいたしますものでございます。

次に、議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,216万8,000円を追加し、予算総額を28億2,316万8,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、保険給付費等交付金などの過年度国県支出金返還金及び退職被保険者等納付金精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額措置をお願いしたところでございます。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億1,464万1,000円を追加し、予算総額を28億6,464万1,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、基金積立金では、介護保険基金に係ります積立金につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置をいたしました。

次に、繰出金におきましては、一般会計への繰出金につきまして、増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては、支払基金交付金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ266万7,000円を追加し、予算総額を4億1,866万7,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、一般会計への繰出金につきまして、増額の措置をいたしました。

財源につきましては、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、総務課が所管いたします議第58号及び議第59号の2議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、最近の物価変動等を鑑み、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙公営の単価が引き上げられましたので、町議会議員及び町長の選挙における選挙公営の単価について、国政選挙に準じ引上げを行うものでございます。

それでは、改正内容について説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、1ページを御覧いただきたいと思います。

第4条第2号アにつきましては、選挙運動用自動車の借入れに係ります1日当たりの限度額を「1万5,800円」から「1万6,100円」に改めるものでございます。同号イにつきましては、選挙運動用自動車の燃料費に係ります1日当たりの限度額を「7,560円」から「7,700円」に改めるものでございます。

続きまして、第8条でございますが、選挙運動用ビラの作成に係ります1枚当たりの限度額

を「7円51銭」から「7円73銭」に改めるものでございます。

第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成に係ります1枚当たりの限度額を算出するために使用する1枚当たりの印刷費を「525円6銭」から「541円31銭」に、ポスター作成に係ります企画費を「31万500円」から「31万6,250円」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で公布の日から施行することを規定し、第2項で適用区分としまして、この条例の施行の日以後の告示される選挙について、適用することを規定しております。

続きまして、議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係ります人事院規則等の改正に伴うもので、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等に対応するため、規定を整備するものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、3ページからを御覧いただきたいと思います。

第2条第4号アからウでは、育児休業をすることができない非常勤職員の例外を規定しております。

第2条第4号ア（ア）の改正につきましては、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するもので、当該育児休業を取得する非常勤職員の任用見込み期間が子が1歳6か月に達する日までから出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までに緩和するものでございます。同号イ及びウの改正につきましては、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認したい場合の要件を定める規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条の3第3号の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月に到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備するものでございます。

第2条の4の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が2歳到達日とする要件について、第2条の3第3号と同様の規定を整備するものでございます。

第2条の5の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定を削るものでございます。

第3条の改正でございますが、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情の規定において、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数が原則2回までに緩和されることにより、育児休業等計画書による申出が不要となりますので、第5号の規定を削るものでございます。

同条第8号の改正につきましては、任期を定めて採用された職員について、その任期等の更

新があった場合の規定について整備するものでございます。

第3条の2の規定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、通常の育児休業とは別に出生後から取得することのできる育児休業の期間について、人事院規則と同じ57日間以内と定めるものでございます。

第11条第6号の改正につきましては、育児休業等計画書の廃止に伴い規定を整備するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で施行期日を令和4年10月1日から施行することとし、第2項で経過措置として、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員については、従前の取扱いをすることを定めております。

以上、総務課が所管します2議案につきましての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） それでは、私のほうから議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について、補足説明のほうをさせていただきます。

中央公民館につきましては、昭和45年に建築し、町民の皆様には52年間の長きにわたり教養の向上、健康の増進を目的に、生活文化の振興や社会福祉の増進のため御使用をいただいております。

現在進めております（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業に伴い、本年12月1日をもちまして閉館をさせていただきますので、今回、垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止につきましてお願いをするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年12月1日から施行するものでございます。

以上、議第60号に係ります補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,556万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,973万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費におきましては、職員の異動に伴いまして給料5,000円、職員手当等74万2,000円、共済費10万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料600万円、職員手当等300万円、共済費100万円をそれぞれ減額、巡回バスに係りま

す修繕料に不足が生じたので、需用費の修繕料50万円の増額、また今年度、公用車としてトヨタプリウスを購入する予定でしたが、今後次期モデルへのフルモデルチェンジがなされることから今年度の購入を見送ったため、役務費18万6,000円、備品購入費410万円、公課費3万3,000円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、10ページの目5財産管理費におきましては、先ほど申しあげました公用車の購入を見送ったことから、公用車充電器設置工事に係ります工事請負費40万円の減額補正をお願いするものでございます。また、不動産売払収入に伴います財源更正を行いました。

次に、目6企画費におきましては、町まちづくりセンターの事務所を中央公民館から垂井地区まちづくりセンターへ移転することに伴いまして、役務費の通信運搬費3万8,000円、LANケーブルなどの配線をするため、工事請負費9万9,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目10諸費におきましては、宮代の天満地区代表、朝倉自治会長から天満集会所の空調設備の設置などに要する経費について補助金の交付要望がありましたので、事業費の3分の2を補助するため、集会所設置事業等補助金100万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料316万円、職員手当等224万9,000円、共済費133万1,000円をそれぞれ増額、また令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び令和3年度福祉医療費助成事業補助金などの補助金額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料6,862万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5老人福祉費におきましては、メディカル・ケアサービス東海株式会社が経営します綾戸地区にございます愛の家グループホームたるいの施設改修を実施されることから、地域介護・福祉空間整備等事業補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金501万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、11ページの目9デイサービス施設費におきましては、デイサービスセンターで使用しておりますストレッチャー用の介護浴槽の老朽化に伴い更新を行うため、備品購入費820万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費におきましては、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金の過年度精算金が国及び県から交付される見込みとなりましたので、財源更正を行いました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費におきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料28万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2児童福祉施設費におきましては、原油価格の高騰を受け、電気料金などに係る事業経費が増加した私立認定こども園の事業運営を支援するため、電気料金等高騰対策補助金30

万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきましては、職員の人事異動に伴いまして、職員手当等59万3,000円、共済費34万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページの款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費におきましては、垂井町土地改良区及び栗原土地改良区の揚水機場の施設に係る電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので、環境保全活動支援金480万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料199万3,000円、職員手当等211万7,000円、共済費107万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料180万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2道路橋りょう費、目2道路維持費におきましては、これまで節13使用料及び賃借料で計上しておりました業者へ依頼して行う除雪作業につきまして、節12委託料への組替えをお願いするものでございます。除雪業務委託料700万円を増額し、除雪用グレーダー等の借上げに係ります使用料及び賃借料400万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページの目3道路新設改良費におきましては、道路改良2事業、舗装改良4事業、路側改良6事業に係ります工事請負費5,300万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3河川費、目2河川維持費におきましては、河川整備・修繕2事業に係ります工事請負費3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、河川整備事業に係ります河川債1,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料462万9,000円、職員手当等184万8,000円、共済費125万円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。また、建築物等耐震化促進事業費補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金101万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費におきましては、指定避難場所である各小・中学校の体育館に避難所運営用の折り畳みベッド240台を配備するための備品購入費といったしまして、需用費の消耗品費235万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に14ページになりますけれども、財源につきましては、県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、国の学校保健特別対策

事業費補助金が交付される見込みとなりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費におきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金の交付及び学校施設損傷に伴う町有建物災害共済給付金が給付されることに伴います財源更正を行うものでございます。

次に、項5 社会教育費、目10 タルイピアセンター費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料445万4,000円、職員手当等269万2,000円、共済費134万9,000円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、15ページの項6 保健体育費、目1 保健体育総務費におきましては、職員の異動に伴いまして、給料170万6,000円、職員手当等152万7,000円、共済費68万円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページの歳入を説明させていただきます。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 民生費国庫負担金におきましては、低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分1万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金30万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2 民生費国庫補助金におきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金501万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目7 土木費国庫補助金におきましては、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金41万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目9 教育費国庫補助金におきましては、学校保健特別対策事業費補助金48万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金におきましては、低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの項2 県補助金、目7 土木費県補助金におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金30万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目8 消防費県補助金におきましては、避難所生活環境確保事業費補助金117万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款16 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入におきましては、普通財産売却に伴います不動産売払収入894万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目2 後期高齢者医療特別会計繰入金におきましては、前年度の事務費及び保健事業費の確定によります会計内の精算により一般会計に繰り入れるもので、266万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3 介護保険特別会計繰入金におきましては、前年度の給付金額の確定によります会計内の精算により一般会計に繰り入れるもので、124万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページの款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため、1億3,078万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきましては、町有建物災害共済給付金126万9,000円の増額、また後期高齢者医療保険の令和3年度療養給付費負担金額が確定し、支払い超過となり、岐阜県後期高齢者医療広域連合から還付されることとなりましたので、2,793万2,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款21町債、項1町債、目7土木債におきましては、河川整備事業債1,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは表紙に戻っていただきまして、第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。

3ページを御覧ください。

歳出予算に計上いたしました河川整備・修繕工事に係る財源として、河川整備事業債1,500万円の借入れを予定しております。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

なお、16ページからは給与費明細書、18ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,216万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,316万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で1,216万8,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和3年度の国民健康保険保険給付費等交付金普通交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額の超過となったため返還するもので1,160万2,000円を、また令和2年度の国民健康保険事業費納付金退職分の精算の結果、56万6,000円を納付するものでございます。

続きまして歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で1,216万8,000円増額補正をお願いする

ものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図るものでございます。

続きまして、議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ266万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,866万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明させていただきます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金で266万7,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和3年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして精算を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして歳入、5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で、140万9,000円の増額補正をお願いするもので、この繰越金によりまして収支の均衡を図るものでございます。

次に、款6諸収入、項3雑入、目1雑入、節1雑入で、125万8,000円増額補正をお願いするもので、令和3年度保険事業費負担金の精算の結果、支払い超過となり、後期高齢者医療広域連合より還付されるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度、令和3年度の介護保険給付費の確定に伴いまして、精算に係る所要の増額をお願いするものでございます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出それぞれ1億1,464万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6,464万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページを御覧ください。

款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費でございます。後ほど歳入で御説明いたしますが、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が増額となりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金、節24積立金でございます。介護保険料は3年ごとに見直しを行っておりますが、その3か年の周期の中で令和3年度が1年目に当たることから、当該年度の介護保険料の余剰について積立てを行うため、3,191万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料でございます。前年度、令和3年度の介護保険給付費が確定したことに伴い、令和3年度に

受け入れました国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの収入額に対する超過交付額を償還するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、8,148万7,000円の増額をお願いするものです。

また、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金につきましても同様に、令和3年度に受け入れました一般会計からの繰入金の精算を行ったところ、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、124万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。

5ページを御覧ください。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金でございますが、こちらは第2号被保険者の保険料として、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対する財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、令和3年度の精算の結果、追加して交付されることとなりましたので、112万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、こちらで歳入歳出予算の均衡を図るため、1億1,351万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第58号から議第60号まで、議第63号、議第64号、議第68号及び議第69号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

---

日程第6 議第61号 土地の取得について

---

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第61号 土地の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第61号 土地の取得につきましては、史跡美濃国府跡用地の取得について、予定価格が700万円以上の不動産かつ5,000平方メートル以上であるため、地方自治法第

96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） それでは、私のほうから議第61号 土地の取得につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、取得をお願いいたします土地でございますが、かねてより事業を進めてまいりました国史跡の指定を受けております史跡美濃国府跡の用地でございます。

美濃国府につきましては、平成18年1月に国の史跡として指定され、これまで保存管理計画などの策定を行い、公有地化に向け国との協議を行ってまいりました。

また、今年度税務署との事前協議及び用地取得に係ります国庫補助等の協議も調ったところでございます。

用地の取得につきましては、多額の経費を要することから、4年度に分け購入を計画しておりますが、今年度取得予定の相手方であります3名の方と売買の合意が調いましたので、去る8月10日付、仮契約を締結させていただいたところでございます。

それでは、お手元の議案書並びに位置図の資料を併せて御覧ください。

取得いたします土地につきましては、土地の所在地、垂井町府中宇野庵1888番ほか4筆、地積合計5,489.89平米、取得価格5,530万8,325円でございます。

別表を御覧ください。

土地の所在につきましては、垂井町府中宇野庵1888番ほか2筆、地積合計3,839.56平米、取得価格、移転補償費を含む価格といたしまして3,854万7,427円、取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町府中2465番、桐山眞智子でございます。

続きまして、土地の所在地、垂井町府中宇野庵1885番1、地積合計328.11平米、取得価格419万9,808円、取得の相手方、岐阜県不破郡垂井町府中2518番地、小竹康一でございます。

続きまして、土地の所在地、垂井町府中宇野庵1874番、地積合計1,322.22平米、取得価格1,256万1,090円、取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町府中1869番地、林千枝子でございます。

以上が仮契約の内容でございます。地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

なお、議決を賜りました後は、本契約締結の上、御協力をいただきました3名の方に対して早々に代金を支払うべく手続に入りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 土地の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億7,550万円を追加し、予算総額を99億9,417万5,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、原油価格の高騰を受けて値上がりを行いました庁舎などの公共施設の電気料金に係ります需用費及び下水道施設の電気料金補填に係ります繰出金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

財源につきましては、繰入金の増額措置を行いました。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,417万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、原油価格の高騰を受けて値上がりした公共施設の電気料金の補正をお願いするものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、庁舎分1,420万円、目5財産管理費におきましては、街路灯分340万円、目8交通安全対策費におきましては、交通安全施設分20万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目6老人福祉施設費におきましては、老人福祉センター分20万円、目8社会福祉施設費におきましては、福祉会館分20万円、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費におきましては、こども園及びびいずみの園分860万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、7ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費におきましては、斎場分360万円、目6保健センター費におきましては、保健センター分90万円、項2清掃費、目2クリーンセンター費におきましては、クリーンセンター分4,780万円、目3塵芥処理費におきましては、エコドーム分10万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目9農村整備費におきましては、農業集落排水処理施設分補填といたしまして、繰入金50万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページの款8土木費、項4都市計画費、目4公共下水道費におきましては、浄化センター分の補填として繰入金3,050万円、目5運動公園管理費におきましては、朝倉運動公園分210万円、目8駅周辺整備費におきましては、垂井駅周辺施設分240万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、小学校分2,900万円、9ページになりますが、項3中学校費、目1学校管理費におきましては、中学校分1,200万円、項5社会教育費、目6文化会館費におきましては、文化会館分510万円、目10タリイピアセンター費におきましては、タリイピアセンター分890万円、項6保健体育費、目3給食センター費におきましては、学校給食センター分580万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページの歳入を説明させていただきます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきましては、1億7,550万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ110万円を追加し、予算総額を6,214万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、原油価格の高騰を受けて値上がりを行いました簡易水道施設の電気料金に係ります需用費につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、繰入金の増額措置を行った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,214万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、原油価格の高騰を受けて値上がりしました簡易水道施設の電気料金の補正をお願いするものでございます。

款2事業費、項1事業費、目1事業管理費、節10需用費におきましては、北部簡易水道施設

分50万円、栗原簡易水道施設分60万円、合計110万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ、歳入を説明させていただきます。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1簡易水道設備基金繰入金、節1簡易水道設備基金繰入金におきましては、110万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,050万円を追加し、予算総額を14億9,450万円といたすものでございます。

補正いたしますものは、原油価格の高騰を受けて値上がりを行いました浄化センターの電気料金に係ります需用費につきまして、増額措置を行いました。

なお、財源につきましては、繰入金の増額の措置を行った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,450万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、原油価格の高騰を受けて値上がりしました浄化センターの電気料金の補正をお願いするものでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目3浄化センター費、節10需用費におきましては、浄化センター分3,050万円の増額補正をお願いするものでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費並びに目2施設管理費におきましては、目3浄化センター費の増額補正に伴います財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ、歳入を説明させていただきます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきましては、3,050万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第67号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第67号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、予算総額を3,750万円といたすものでございます。

補正いたしますものは、原油価格の高騰を受けて値上がりを行いました農業集落排水処置施設の電気料金に係ります需用費につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、繰入金の増額措置をお願いした次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第67号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、原油価格の高騰を受けて値上がりしました農業集落排水処理施設の電気料金の補正をお願いするものでございます。

款2管理費、項1維持管理費、目1維持管理費、節10需用費におきましては、北部第一農業集落排水処理施設分40万円、伊吹農業集落排水処理施設分10万円、合計50万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして5ページ、歳入を説明させていただきます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきましては、50万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年度垂井町水道事業会計予算第3条の収益的支出の予定額に5,600万円を追加し、収益的支出の予定額を5億642万9,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、原油価格の高騰を受けて値上がりをした上水道施設の電気料金に係ります動力費につきまして、増額の措置を行いました。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第2条でございます。

令和4年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額4億5,042万9,000円に5,600万円を追加し、5億642万9,000円とするものでございます。

補正予算実施計画明細書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、原油価格の高騰を受けて値上がりしました上水道施設の電

気料金の補正をお願いするものでございます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節24動力費におきましては、取水場分電気料金1,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目2 配水及び給水費、節24動力費におきましては、第1・第2水源地、相川右岸・左岸配水池ほかの電気料金4,200万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、今回の電気料金増額補正に伴い、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表に変更が生じたため、変更したものを2ページ以降に添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時50分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 木 村 千 秋